

株主の提案権

福 本 憲 男

目次

- 一 はじめに
 - 二 提案権の動向
 - 三 改正試案における提案権
 - 四 提案権と少数株主権とその濫用
 - 五 むすび
- 一 はじめに

株主の提案権

昭和五三年一月二二日、「株式会社の機関に関する改正試案」(以下試案という)が法務省民事局参事官室から公表された。これは昭和五二年五月一六日の「株式会社制度に関する改正試案」に続くもので、わが国における現代的会社法のあり方について

の昭和四九年からの法制審議会商法部会における基本的な問題審議の結果によって法務省民事局参事官室が出した七項目にわたる「会社法改正に関する問題点」に対する各界の照会意見を基に前出商法部会が昭和五二年七月ごろから株主総会の改善に関する審議に入り、株主総会とかわり合いの深い取締役会制度・監査役制度などの改正審議を昭和五三年一月に終えたものについて作成し公表されたものである。

前掲のこの「会社法改正に関する問題点」の中には、「株主総会制度の改善策」があげられ、①問題の趣旨、②株主総会の権限の問題、③株主総会の運営をめぐる問題、④追加的説明、⑤総会における株主の提案権の意味、⑥株主の提案権と株主総

会の権限、⑦大株主会の存在、⑧株主総会制度改正の限界、などが見受けられた。¹⁾

そこで、企業の自主的な監視機能を充実し強化するため、会社法の制度を整備するという改正法の目的は、「株主総会は形骸化し、あるいはその運営が必ずしも適正に行われていないといわれ、「正常化」あるいは「活性化」を対象として、どのような改善を加えるべきか」、一般株主の意思をできるだけ総会に反映させ、総会に本来の機能を回復させるため、株主が総会に積極的に参加すると同時に総会の公正かつ適正な運営を実現するための一措置として株主に少数株主権としての議案の提案権を認めたのである。

一 提案権の動向

わが国には、従来株主なる提案権の制度は存在していなかった。すなわち、議案提出権は招集権者の権限にあったのである。

戦後いわゆる「会社ゴロ」あるいは「総会屋」と称せられるものが横行し、わずかの株式を所有して各会社の総会に出席し、公然あるいは隠密に不正の金銭を要求して、これに応ずれば会社の御用株主として行動し、不正の目的をもって冗長無益な論議を弄し、あるいは質問打切りの動機を提出して善良な株主の

発言を封ずるなどをし、もし金銭の提供を拒否すれば、その本性をあらわにして総会を混乱せしめ、議事の円滑な進行と他の善良なる株主の審議の妨害、スムーズな議事進行を妨げるなどの事象が多くの会社の株主総会で見られた。

さきに述べたように、総会の議案は取締役会により決定され株主総会に提出される。したがって株主が総会の決議事項について、権利としての提案が認められないため自己の意図する問題を議題として提起するには、商法二三七条一項、二項による少数株主権としての総会招集権行使によるより他に方法がなかった。さらに少数株主にとって一〇〇分の三という持株要件の充足は実際上容易でないのみならず、株主はもっぱら総会における質問、動議の提出という形式で総会議場での会社理事者に対する対処方法を探ることにならざるを得なかった。ところが前述のように会社理事者側の方策の如何によって総会の運営は如何様にも変化し株主の総会での発言等が封鎖されてきていた²⁾のである。ただ、

「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する規則（いわゆる委任状勧誘規則）」（昭和二三年証券取引委員会規則第一三三号）では、会社側の委任状を勧誘する議案に異議のある株主が費用を前払いして書面で請求すれば、当該株主の提案を記載した委

任状資料を他の株主に送付すべきことを会社に義務づけていたが、この制度も濫用されるおそれがあるとの理由で、昭和二十四年の改正で廃止されている。

外国のそれについてみれば、

米国では、会社法は各州ごとに制定されているので統一したものはないが、これら州法に共通するものとして、企業経営と株主との関係について経営権は、取締役、取締役の選任権は株主に属し、両者は相互に専属的だとされている。さらに取締役選任以外に株主が総会で行使し得る権利として、いくつか挙げられる中に、会社の基本方針に関して決議案を提出することができる³⁾とされている。株主が総会において提案をなすことは、少なくとも州会社法上は、一般的に認められているといわれているが、一定の制約の範囲内で提案権が存在する。すなわち、提案は州法・定款または付属定款に照らして適正を欠くものであれば議長によってこれが却下されるとされており、すべての提案が討論・採決がなされる「権利」であるとはされていない。しかし、一九四二年以来、連邦証券および取引所委員会（SEC）の委任状勧誘規則により単独株主に提案権を認める詳細な規定がおかれている⁴⁾。なお米国では、選挙提案および反対提案を認めていない。

また、西ドイツでは、Entwurf eines Aktiengesetzes und eines Fñhrungsgesetzes zum Aktiengesetz nebst Begründung, 1960（西ドイツ株式法草案および理由書（一九六〇年））第二二一条（反対動議の通知）「連邦公報における総会の招集の公告後一週間以内に、株主が会社に対し、理由を付した反対動議を送付して、彼が集会において役員⁵⁾の提案に反対しかつ他の株主をして自己の反対動議に賛成表決をなさしめるよう仕向ける意思ある旨を通知するときは、……後略」において役員⁶⁾の提案に対して向けられた株主による反対動議の提出という理解が示され、各株主がその株式所有の大きさと無関係に役員⁷⁾の提案と異なった動議を会社に通知することができる旨が定められた。これをうけて、Aktiengesetz 1965（西ドイツ株式法（一九六五年））は、第二二六条（株主の動議）第一項「連邦公報における総会の招集の公告後一週間以内に株主が会社に対し、理由を付した反対動議を送付し、同時に、その株主が集会において取締役会および監査役会の提案に反対しかつ他の株主をして自己の反対動議に賛成表決せしめるよう仕向ける意思ある旨を通知したときに限り、株主の動議は第二二五条により通知される必要がある」。また同法第二二七条（株主の選挙提案）「監査役員または決算検査役の選挙についての株主の提案については……後

株主の提案権

略」が規定され、株主による提案権の存在を知り得る。⁽⁴⁾

英国でもイギリス会社法(一九四八年法)の第一四〇条に株主提案権(議案の修正(amendments) 動議)に関する規定をみる事ができる。⁽⁵⁾

三 改正試案における提案権

前述の、昭和五〇年六月一二日付で法務省が大学、弁護士会、経済団体等に出した「会社法改正に関する意見照会」では「総会における株主提案権の意味」、「株主提案権と株主総会の権限」を問うところの『総会における株主の提案権を認めるべきであるとする意見があるが、どうか。提案しうる議案の範囲、提案の条件、方法について、どう考えるか』という照会がなされた。すなわち、株主の提案権は、株主がどういうことを提案できるのか、本来株主総会で決議し得る事項に限られるのか、限られないとすれば、株主総会の法定権限との関係。さらに、提案は、会社が出した議案に対する反対提案という形で認められるのか、あるいは、会社が議案を出すことなく株主が何らかの形で提案することができるという形で認めるのか等の問題もあつた。提案の条件とか方法についても、総会に付議するとすれば、通常、会社が提案する議案は、総会の招集通知に会議の目的、

議案の要領を記載して通知することになるが、株主が提案する場合でも斯様な手続をとる必要があるのではないか。すなわち、会社が招集通知を発する前に提案およびその理由等を記載した書面を会社に提出する、会社の方ではある一定の条件(要件)を満たしておれば、これを株主に知らせることが必要になるのではないか等の問題があつた。そして、

昭和五三年一月二五日法務省民事局参事官室は、「株式会社の機関に関する改正試案」第一 株主総会 二 株主総会の運営 4 提案権として次のような試案を示した。すなわち、

4 提案権

a 六月前から引続き議決権を有する株式の総数の一〇〇分の一の株式又は一〇〇株(会社が単位株制度を採用しているときは一〇〇単位)のいずれか少ない数以上の株式を有する株主は会社に対し、会議の目的たる事項についての提案をすることができる。

(注) 現行商法二二七条等の少数株主権の行使の要件としての持株数については、別に検討する。

b aの提案は、理由を含めて四〇〇字以内の書面としなければならぬ。

c bの書面が株主総会の会日の六週間前までに到達した場

株主の提案権

合において、その提案による事項が取締役会の決定した会議の目的たる事項に含まれていないときは、会社は、次の場合を除き、これを会議の目的としなければならない。

イ 提案された事項が、株主総会の決議すべき事項でないとき。

ロ 株主の提出した理由に示された事実が、明白に虚偽で会社又はその親会社若しくは子会社に損害を与えるものであるとき。

ハ 提案された事項が、最近三年間に株主総会において否決されたとき。

(注) ① bの書面に記載された提案及び理由は、二一(注)①の法務省令により招集通知に添付すべき書類に記載する。ただし、cにより会議の目的としないとき、及び取締役会の決定した会議の目的たる事項についての提案である場合でその理由がロに該当するときは、この限りでない。

(2) 罰則については、商法四九八条一項二号参照

d 株主の提案が決議に参加した株主の有する株式数の一〇

〇分の三以上の賛成を得られなかったときは、その提案のために会社が支出した費用は、株主の負担とする。

であった。

前述したように現行法の下では、株主が株主総会において何

らかの提案をする権利について直接の規定は存在しない。ただ、六月前から引続き発行済株式総数の一〇〇分の三以上の株式を有している株主による株主総会の招集の請求および招集の制度があり、また株主が総会場において議案につき修正動議を提出することが許されてはいる。しかし、株主数の多い大規模会社について少数株主が総会を招集することは実際上不可能である(大規模会社において三%の株式の持株主を糾合することの困難さ、またかりに三%の株主が集まって会議の目的たる事項・招集の理由を示して招集を請求しても、あるいはこの少数株主権の行使の要件を大きく緩和して請求自体をできるようにしても、取締役が黙殺してしまえば、少数株主自ら招集することは、事実上、費用的にも事務処理上もできないのではないか)。また、総会場での修正提案あるいは意見の陳述も、総会場に参集している株主は少なく、多くの株主は試案第一・二(6)の書面による議決権を行使するであろうから、時機に遅れたものとしてほとんど効果はないのである。そこで、株主の提案を、会社の招集する総会の目的とし、また、それを総会開催前に各株主に周知させる方を講ずる必要がある。これが今回創設の提案権の制度であるが、株主が新しく会議の目的を追加することができる権利と株主がその会議の目的となっている事項について

具体的な提案を会社の手によって各株主に送付させることができる権利の二つを含んでいる。これは株主の総会における意見を述べる権限の拡大と見ることが出来る。後述のようにこの制度の採用については実業界は必ずしも積極的ではない。しかし、株主と会社との間のコミュニケーションの円滑化に有効な手段であり、前述のように近時の欧米諸国がこの株主提案権を認めている。試案は、株主の意見を会社および他の株主にアピールするための手段を与えこれによって株主の意思が実質的に総会に反映することを期待していたといえよう。

(註) 試案に対する意見⁽⁷⁾

◎試案に賛成するもの

大阪地裁 (追加提案権のみ少数株主権とし原則は単独株主権とする)

釧路地裁 (濫用のおそれはないが一応の絞りはかかっている)

日本弁護士連合会 (提案権者の持株要件および提案手続についてはなお検討)

第二東京弁護士会 (提案権者の持株数と提案手続についてなお検討)

横浜弁護士会、近畿弁護士連合会、名古屋弁護士会 (要件を緩和すべし)

福岡弁護士会 (提案権者の持株数は少な過ぎないように)

日本大学、早稲田大学 (単独株主権——少数株主権とする場合

でも持株要件の緩和が必要)

日本証券業協会 (複数類似の提案があったときは、同一の議案として処理し得ること)

東京商工会議所 (提案権者は一〇〇分の三以上の株主とする)

日本税理士会連合会、日本司法書士会連合会 (提案権者、提案事項のある程度の制限はやむを得ない)

◎試案に反対するもの

第一東京弁護士会、神戸商科大学 (質問権で賄える)

慶応義塾大学 (制度の複雑化、波瀾を起す)

経済団体連合会 (認めるとしても、一〇〇分の一以上の株主に限定)

経済同友会 (会社と株主との意見の対立が表面化する、質問権の濫用に対する懸念とともに効果的な制度とはなり得ない)

全国銀行協会 (濫用防止のための歯止めが必要)

鉄鋼 (認めるとすれば、単独で発行済株式総数の一〇〇分の三以上の株式を有する株主とする、いかなる形であれ政治的・社会的な思想を内容とするものは提案事項から除く)

ゴム・民鉄 (絶対反対、どうしても法制化するとすれば、提案権者は、一年前から引続き発行済株式総数の一〇〇分の一

または五〇〇株以上の株式を有する株主とする、提案内容を限定列挙し選挙提案を除く)

京都・名古屋商工会議所 (導入の実益は極めて乏しい)

試案の提案権は、少数株主権となっており、議決権の 1% または 100 株のいずれか少ない方より多い株式を有する株主が提案権をもつとされ、追加提案、修正または反対提案であると問わない。株数による基準を定めたのは、大規模会社におい

ては、1%の株式が相当数の株数になり、提案権の行使が困難となることを考慮している。

試案のいう「引続き六月前から」という基準時については、一つは当該提案が会社に提案された日からという考え方、さらには当該株主総会に招集すべき株主を決定するための基準日から計算するという考え方、もう一つは、試案第一・二・4―cにおいて提案が現実に行われる時とされる総会の会日の六週間前の日からという考え方など解釈上の問題があった。

試案第一・二・4―aでいう「会議の目的たる事項」は、必ずしも具体的に当該総会の会議の目的となっている事項を意味するのではなく、抽象的に株主総会の目的となることができる事項(換言すれば、株主総会の決議すべき事項)をいい、追加提案権も含まれる。試案の提案権の行使の要件については、要件を緩和すべしとの意見が大阪地裁、名古屋弁護士会、早稲田大学、日本税理士会等から出されていた。

(註) 大阪地裁(一〇〇株単位)という絶対数要件はやや高すぎるとの意見)

名古屋弁護士会、早稲田大学単独株主権とすべきである)

日本税理士会(試案の要件では事実上提案権が有名無実となる

恐れがある)

提案権の少数株主権の要件としては、現行法下では前述のように、株主総会の招集請求権(商法二三七条、取締役・監査役の解任請求権(同二五七条三項、二八〇条)、帳簿閲覧権(同二九三条ノ六)、検査役選任請求権(同二九四条)等が認められているが、これらの権利は発行済株式総数の一〇〇分の三または一〇分の一株式を有する株主に与えられている。

提案権の要件を試案のようにすると、そのバランスから、その他の少数株主権の行使の要件としても持株の比率だけではなく、とくに大規模会社について絶対的な株式数の導入をはかる余地があった。

その他のものとして、提案の理由書に関するものがあるが、提案の内容および提案理由は、会社が招集通知に添付して株主に送付する参考書類に記載されるが、その量が多くなると手続的にも費用的にも不都合となる。そこで、株主の提案は、理由を含めて四〇〇字以内の書面によってしなければならないとしている。提案権の趣旨からして理由を付さなければ意味がないが、必ずしも理由を記載する必要のないことも考えられる。ちなみに字数の制限については、イギリスでは一、〇〇〇語、ドイツの反対提案は一〇〇語、アメリカでは二〇〇語とされている。⁽⁸⁾

つぎに、提案に伴う費用であるが、提案権の行使により、株主に生ずる費用（例えば提案理由書を会社に送付するための費用）は、当然に株主の負担であるが、株主の提案のために会社が支出した費用の負担については会社負担を原則にしている。ただ余り意義のない提案の抑止のために、株主の提案が決議に参加した株主の有する株式数の3%以上の賛成を得られなかつたときは株主の負担となつてゐる。⁽⁹⁾

四 提案権と少数株主権とその濫用

株主の提案権を認めるに際して懸念されたものに、株主の権利の濫用にならないかがあつた。株主が行使できる権利に、その保有する株式数と無関係に単独で行使できる権利すなわち単独株主権と、会社の発行済株式総数の一定割合を有する株主のみが行使できる少数株主権がある。少数株主権なる制度の本来は、複数人の所有になる株式数を集合させると法定の割合に達する場合その複数人株主が共同して権利を行使するというものであるが、一人の株主でも法定の割合の株式を所有すれば、単独で少数株主権の行使ができる。したがつて現代株式会社法の下では、少数株主とか少数株主権といつても、これは株主の頭数を基にしたものではなく、その所有株数を基にした觀念であ

る。

少数株主権は、それが「会社荒し」の具として利用されると否とは別に、経営権たる内容を有するものとして、会社経営者の経営を批判し、監督し、匡正する強力な手段があるから、少数株主によつて濫用される危険を内蔵していることは否めぬ。民法第一条は、「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」、「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス」として、権利行使の仕方および正当な権利行使として許されるべき限界が抽象的に定められてはいるが、何が不誠実な権利の行使であり、何が権利の濫用となるかは、権利の種類・内容の違いに従いその具体的態様を異にする。

前述したように「提案」には二つの種類がある。その一は、ある事項を会議の目的とすることの提案（議題の提案——追加提案）であり、その二は、会議の目的とされた事項について一定の決議案を提案すること（議案の提案——修正提案、反対提案、選挙提案）がある。権利行使が、会社の利益とくに会社業務の正常な運営を害し、もしくは、株主共同の利益を侵害する場合、例えば、会計帳簿閲覧権（商法二九三条の七第一号）についてこの種の濫用の態様を定めており、その内容は、株主権の濫用に関する一般的原理を宣明したものと解してさしつかえな

株主の提案権

く、経営監督権たる内容を有する少数株主権濫用の最も典型的な類型がみられる。いわゆる共益権の性格について、会社の利益のために与えられた権利であるという見解をとるにしても、また株主としての利益保護のために与えられた権利であるという理解に従うにしても、会社の利益や株主一般の利益の積極的侵害においてこれを行使することは、絶対に許されるべきではない。会社利益の侵害において権利が行使されるときは、主観的意図のある場合はもちろんのこと、それがない場合でも権利の濫用となるのである。また株主としての資格と関係のない個人的な利益の保護ないし追求の手段として権利を行使する場合、少数株主権は、主として会社自体の利益や株主一般の利益を保護するため、少なくとも最低限において、株主としての資格における少数株主の保護のために認められた権利であるから、これを純個人的利益のために行使することは、権利付与の目的を逸脱したことになる。このような場合には、多くは結果において会社自体の利益を侵害することになるが、そうでないときでも権利の濫用になるとされる。

少数株主の保護を必要とする前提要件の存在が要求される場合、その要件が存在しないのに権利行使をすることも、右に述べた権利の濫用と見てよく、これが本来の意味における少

数株主権に特有な権利濫用の態様であるといえよう。商法二五七条第三項所定の事実がないにもかかわらず取締役の解任請求をなすのは、この意味での少数株主権の濫用であろう。⁽¹⁰⁾

提案権の要件として、試案では一〇〇分の一の株式または一〇〇株になっていたのが濫用防止の視点から一〇〇分の一または三〇〇株となった。現行法の少数株主権の多くは一〇〇分の三または一〇分の一という形のものになっているが、提案権の如きものについてこれを一〇〇分の三という要件は重いとの判断からこれを一〇〇分の一とし、さらに大規模会社における一〇〇分の一の持株は大衆零細株主の権利を認めるのではなく、大規模株主の権利を認めることとなる。そこで絶対要件としての三〇〇株以上の株式の所有者の提案権を認めるとされたが、試案の一〇〇株では株主権の濫用の危険が非常に多いとの考え方が強かった。また試案にみられた株主提案に要する費用の株主負担もまた権利の濫用防止を念頭に立案されたものであった。さらにまた、前出試案(第一・二・四c)でみられるように、株主の提案についてその提案期限を総会会日の六週間前とする期限を設け、提案を議案としないことができる事由(第一・二・四cイロハ参照)を試案として示すなどもこうした株主による濫用を防止するために思慮されたものであったといえよう。⁽¹¹⁾

五　むすび

近來の經濟情勢および会社の運営の実態にかんがみ、会社の自主的な監視機能を強化し、その運営の一層の適正化をはかる等のためとして、昭和四九年以降改正作業が続けられた商法改正案は、昭和五六年六月公布の運びとなった。本研究の株主の提案権についても、「第二三二条ノ二」として、つぎのように規定された。

「第二三二条ノ二　六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総數ノ百分ノ一以上ニ当ル株式又ハ三百株以上ノ株式ヲ有スル株主ハ取締役ニ対シ会日ヨリ六週間前ニ書面ヲ以テ一定ノ事項ヲ總會ノ會議ノ目的ト為スベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ事項ガ總會ノ決議スベキモノニ非ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ株主ハ取締役ニ対シ会日ヨリ六週間前ニ書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項ニ付其ノ株主ノ提出スベキ議案ノ要領ヲ前条ニ定ムル通知及公告ニ記載スルコトヲ得但シ其ノ議案ガ法令若ハ定款ニ違反スルトキ又ハ同一ノ議案ニ付總會ニ於テ議決權ノ十分ノ一以上ノ賛成ヲ得ザリシ日ヨリ三年ヲ経過セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ」

である。

株主の提案権を明定することについては前述したように、「時期尚早」、「立法を望む現実の要請がない」、「現行法の少数株主による總會招集や議案の修正動議で足りる」、「總會屋等による濫用の危険がある」、「總會運営に混乱を生ぜしめる」等の消極的意見(反対意見)があったが、結局右のように明定をみたのである。

これによって形骸化した株主總會、活性化を失した株主總會といわれて久しかった總會を生き生きとしたものにと法律が期待し、株主に参加意識を持たせ、自分の言い分、主張を会社に申し出、それを總會の議題にさせ、對他株主にも自分の主張を聞かせ、会社との意思の疎通をはかることができ、株主と会社間の連帯感、信頼感を確保できると考えられる。

株主による権利の濫用をおそれ、提案権の要件を、一〇〇分の一・三〇〇株に明定したことについては、三〇〇株というのが問題でこれについては、単位株制度を採用する会社と採用しない会社で、例えば単位株制度を採用する会社は、かりに五〇円株とするとき、五〇〇万円の額面を要するが、この制度を採らない会社では一五、〇〇〇円となり、千倍の差の株主と同じように株主提案権を与えることになるアンバランスが生じる。しかし、法務省等の考え方は、単位株制度を採らない会社には非

株主の提案権

上場会社が多い、非上場会社では株式の分散もさほどではなく、非常に制限された範囲内の株主であろうし、異分子の入る可能性も少なく会社の経営の安定が妨害される心配も大きくないとのことであり、心配ならば、単性株制度を採用する、株式の併合をする、株式譲渡制限をするなどの方法を採ればよいとしており、この一〇〇分の一・三〇〇株で濫用に対する絞りはついていたとしている。なお濫用については、四で述べた実方博士のご高説が参考になると思われる。

近年の外国人による投資が多くみられるようになることこれに対する懸念も出てくる。三〇〇株(三〇〇単位)では一般には使われなくても知れないが、外国人投資家ではこれを使うことも考えられ、経営権奪取につながるとして、経営者も安閑としておれないし、提案権の行使によって総会を通じての株主の会社に対するコントロールにもなり、経営を確実にすることへの教えにもなる。またこの提案権の行使が、近時問題とされることが多くなった会社の社会的責任の追及も、「商法第二三二条ノ二但し書」の規定に該当しなければ可能となり、提案権の内容に包含されると思われる。

終りに、今回の改正のねらいが経営のコントロールという面から株主総会を活性化し、さらに株主総会を歪めているといわ

れる「総会屋」の排除を、株主と会社との連帯感、信頼感の増強にあったことを省みるとき、諸外国のそれにならつてのこの株主提案権の明定は意義のあるものと思われる。ただこの研究にいま一步踏み込み足りなかったことを反省し、つぎの機会をみつきたい。

註

- (1) ジュリスト、五九三号
商事法務研究会「会社機関改正試案の論点」
- (2) 本間輝雄ほか編「改訂会社法(商法③)」
河本一郎「現代会社法」
- (3) ジェニングス・北沢編「アメリカと日本の会社法」
中原俊明「アメリカ法における株主提案権制度の機能」 琉大法
学第一四号
- (4) 慶応義塾大学商法研究会「西ドイツ株式法案および理由書」
同「西独株式法」
- (5) 武市春男「イギリス会社法」
- (6) 昭和五三年二月二五日「株式会社の機関に関する改正試案第
一・二・二」
議決権の行使
「会社は株主総会の招集通知とともに、株主に対し、株主総
会に出席しない場合における議決権の行使のための書面を送付
しなければならない」
- (7) 昭和五六年七月二五日 別冊商事法務
- (8) イギリス会社法一四〇条一項
ドイツ株式法二二六条二項

アメリカSEC規則一四a—八

(9) イギリスでは全額提案者の負担(前払)となっている

ドイツでは追加提案について会社の負担とする旨の規定がある

(株式法一二二条四項)

(10) 実方正雄「少数株主権の濫用」末川記念「権利の濫用」

(11) 昭和五六年七月二五日別冊商事法務

○東京商工会議所「株主総会における提案権の法定は株主の利益保護のため結構であるが、その場合には、これらの権利の不当な行使を制限することが必要である」

○日本証券業協会ほか「株主総会の審議を実りあるものとするため、株主の提案権は認めるべきであるが、提案権の濫用防止の措置が必要」

○東京株式懇話会「総会における株主の提案権を認めることは、権利濫用の恐れが強く、その採用に反対」

○東京証券取引所「提案権の範囲については、その濫用防止の観点から、提案できない事項等を明定することが適当」

○商事法務研究会・経営法友会「株主の提案権を認めることは総会を無用に混乱させ、あるいは悪用されるおそれもある」

○東京株式懇話会・関西経済連合会「一部株主によってその売名等私的利益追求のために濫用されるおそれが強い」

○全国銀行協会連合会「提案権をかりに認めるとしても持株比率一〇〇分の一以上の株主に制限するなど濫用防止のための厳格な歯止を設ける必要がある」